様式4 附属機関等概要

依 八 4	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
附属機関等名	埼玉県教科用図書選定審議会
(庶務担当課)	(義務教育指導課)
設置年月日	昭和39年4月1日
	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条
設 置 根 拠 等	埼玉県教科用図書選定審議会委員定数条例
	埼玉県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則
委員定数・任期	20名・4月1日から8月31日 (毎年度)
	県教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び
	必要と認めるときは、これらの事項について県教育委員会に建議す
	る。
	1 市町村教育委員会及び義務教育諸学校の校長の行う教科用図
職務内容	書の採択に関する事務について県教育委員会の行う採択基準の
	作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関す
	る重要事項
	2 県教育委員会の設置する義務教育諸学校において使用する教
	科用図書の採択に関する事項
Λ 88 → H Λ 88	ナギー 山中」と手里の三八の三川上の名物で詳さ
公開・非公開	ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決   公開
の別	したときは、非公開とすることができる。
	第 1 回
令和5年度の	開催日 令和 5 年 4 月 1 3 日 (水)
活 動 状 況	場 所 埼玉県県民健康センター 大会議室AB
• 開催日	議題等 (1) 県教育委員会が市町村教育委員会等の教科
• 場 所	用図書の採択について行う県教育委員会が
▪議題等	行う指導、助言又は援助の基本的考え方に
	ついて
	(2) 県立義務教育諸学校において使用する教科
	用図書採択の基本的考え方について 等
	第2回
	開催日 令和 5 年 5 月 3 1 日 (水)
	場 所 埼玉県県民健康センター 大会議室AB
	議題等 (1) 県教育委員会が市町村教育委員会等の教科
	用図書の採択について行う県教育委員会が
	行う指導、助言又は援助の基本的考え方に
	ついて
L	